

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府）

制 度 名		公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化した公益社団・財団法人の、復興活動を始めとする公益活動が活発化しているが、その活動を一層促進するためには、その重要な原資である個人からの寄附を一層行いやすくすることで基盤の強化を図ることが必要であることから、公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲300 百万円 （ 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 20 年 12 月に施行された新公益法人制度は、民間非営利部門の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」に寄与することをその目的としている。公益法人による公益活動の重要な原資の一つは民間資金から寄せられる寄附金であり、公益法人による公益活動の一層の促進を図るためには、寄附が行いやすく公益法人への寄附が促進されていく制度設計が求められる。</p> <p>東日本大震災以降、公益法人が復興支援を中心とする公益活動を活発に実施しており、また、そうした活動を市民が寄附により支援する動きも活発化している中、こうした動きを定着させるために、「新しい公共」としての民による公益活動を税制面でも支援し、推進していく必要があるため、本税制改正要望を行うものである。</p>		
今 回 の 要	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策分野】 15. 公益法人制度改革等 【政策】 1. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 (1). 公益法人制度改革の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化を図ることで、その公益活動の活発化を図る。</p>

<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p> <p>有効性</p> <p>相当性</p> <p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>現行制度では、PST要件が課されて一部の公益法人への寄附のみが税額控除の対象となることで、PST要件を満たさない法人が新たに個人から寄附を集める際には相対的に不利になっている。東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動を中心とする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>現時点（平成23年9月）において、約2000件の公益社団・財団法人がしている。このうち内閣府のアンケートの結果このうち約3割の法人がPST要件を満たすにとどまっているが、すべての公益法人を所得控除と税額控除の選択適用の対象にすることにより、個人の寄附者数及び寄附金総額が増加し公益法人の財政基盤が強化されることで公益活動が活発化する。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額及び税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額の増加が見込まれる。 ・具体的には、寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加することで、民が担う公共サービスの範囲が拡大することとなる。</p>
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>1. 公益社団・財団法人への寄附者に対する法人税・所得税・相続税の特例措置 2. 公益社団・財団法人自身に対する法人税の特例措置</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>各団体への補助金等、国から直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤を拡大するための租税特別措置を整備することにより支援することが、「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。</p>
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成23年9月12日時点で、全国で約2000法人の公益社団・財団法人が誕生しており、当該法人に対する個人からの寄附金は所得控除の対象となっている。そのうち93法人に対して税額控除の証明書を発行しており、所得控除と税額控除の選択適用の対象となっている。</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>平成 23 年 9 月 12 日時点で、全国で 93 法人に税額控除の証明書を発行しており、これらの法人への寄付者は税額控除が受けられるため、寄付者が増加することが予想される。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>当初では、平成 23 年 4 月より税額控除制度が導入される予定であったところ、同年 6 月末よりの制度導入となったことから、内閣府で実施したアンケートの結果、全公益法人のうち約 3 割に当たる法人が P S T 要件を満たすことを想定しているが、現状の申請率は低くなっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 2 3 年度の税制改正要望において、公益認定を受けたすべての公益社団・財団法人等への寄附を所得控除と税額控除の選択適用とする要望を行った。</p>	